【GMCPLM0097】

GORYOKAI 教育動画ライブラリー

障害福祉サービスとは

暮らしと社会参加を支える制度

イラストは ChatGPT を用いています

GMC Goryokai Medical Corporation
こころと身体のクリニック
医療法人社団 五稜会病院

令和8年10月作成

この動画で学ぶこと

学習目標	学ぶ内容
1 制度の全体像を知る	障害福祉サービスの対象者と、 暮らしや社会参加を支える仕組みを知る
2 代表的なサービスを理解する	自宅での生活、住まい、日中活動、就労 を支えるサービスと、その役割を理解する
3 相談・利用につなげる	本人の希望や困りごとを確認し、 相談窓口と利用までの流れを知る

制度を知り、本人が望む暮らしに合った支援につなげましょう。

治療だけでは解決しにくい生活の困りごと

症状が落ち着いても、暮らしに支援が必要な場合があります

生活の場面	困りごと	必要な支援
家事	調理・掃除・洗濯が負担	家事の援助・生活技能の練習
外出	外に出る不安・移動の難しさ	外出の練習・必要に応じた同行
人との交流	孤立・人付き合いへの不安	安心できる居場所・交流の機会
住まい	住まい探し・一人暮らしへの不安	住まいの確保・生活相談
働くこと	体調に合う働き方がわからない	働き方の相談・就労に向けた支援

症状だけでなく、本人の希望と生活の困りごとにも目を向けましょう

制度の全体像と対象者

障害者総合支援法

― 地域での暮らしと社会参加を支える ―

対象：身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・対象となる難病等

精神障害のある人も対象です

自立支援給付

介護給付

日常生活の介護を支える

居宅介護・生活介護・
短期入所など

訓練等給付

生活力・就労・住まいを支える

自立訓練・就労支援・
グループホームなど

相談支援

希望を整理し、支援につなぐ

計画相談支援・
地域相談支援

地域生活支援事業

地域の実情に応じた支援

相談支援事業・移動支援など

市町村・都道府県が実施

本人の希望と生活の困りごとに合わせて、必要な支援を組み合わせます

ホームページ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サー

障害福祉サービスについて

障害福祉サービスの概要

1　サービスに係る自立支援給付等の体系

**　サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。**

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	
介護給付	訪問系	居宅介護（者）（児）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護（者）	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援護（者）（児）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護（者）（児）	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援（者）（児）	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	日中活動系	短期入所（者）（児）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護（者）	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護（者）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	施設系	施設入所支援（者）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
訓練等給付	居住支援系	自立生活援助（者）	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助（者）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う 居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う
	訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）（者）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練）（者）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労選択支援（者）	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行う
		就労移行支援（者）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型）（者）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型）（者）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援（者）	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

相談支援

本人の希望を支援計画につなぐ

医療機関

治療と生活の情報を共有

福祉サービス事業所

必要なサービスを調整

市町村

申請・支給決定につなぐ

家族・身近な人

本人の意向を大切に連携

本人の希望・暮らし

相談支援専門員

希望を整理し、必要な支援につなぐ

1 計画をつくる

サービス等利用計画を作成

2 関係機関と調整

役割と支援内容を共有

3 利用後も見直す

モニタリングで暮らしを確認

計画は本人と一緒につくり、暮らしの変化に合わせて見直します

自宅での生活を支えるサービス

サービス	支援内容	利用場面
居宅介護 〈ホームヘルプ〉	自宅での調理・洗濯・掃除などの家事援助や、 入浴・排せつ・食事などの身体介護	家事や身の回りのことを、 一人で行うのが難しいとき
自立生活援助	定期的な訪問や随時の相談を通じ、生活上の困りごとを確認。 助言や関係機関との連絡調整を行う	退院後など、一人暮らしに不安があり、相談や見守りが必要なとき
短期入所 〈ショートステイ〉	施設等に短期間宿泊し、 入浴・排せつ・食事などの介護や生活支援を受ける	自宅で介護する人の病気や休息などにより、一時的に支援が必要なとき

※利用には、サービスごとの対象要件と市町村の支給決定があります。

必要な支援を組み合わせ、本人が安心して暮らせる生活を支えます。

住まいと退院後の生活を支える

本人が望む地域での暮らしへ

入院中：退院の準備

地域移行支援

住まい探し・見学・体験利用など
退院に向けた準備を支える

退院後：住まいでの生活

グループホーム

自宅・アパート

共同生活援助〈グループホーム〉

共同生活の住まいで、相談や日常生活の支援

地域生活を続ける

地域定着支援

常時の連絡体制を確保
緊急時の相談・必要な支援
単身生活など、支援が必要な人が対象

本人の希望を確認し、医療・福祉・地域で連携

住まいを決めるだけでなく、退院後に安心して暮らせる支援を整えます

生活力と日中の活動を支える

目的と必要な支援に合わせて選ぶ

代表例

自立訓練〈生活訓練〉

生活能力の維持・向上を目指す

地域で暮らすために、生活の練習や支援が必要な人

生活リズム・家事・対人関係などを練習

生活介護

日中の介護と活動の機会を支える

常に介護を必要とし、所定の障害支援区分等の要件を満たす人

食事・排せつ等の介護、創作・生産活動など

本人の希望と支援の必要性を確認し、無理なく参加できる日中の場を整えます

働きたい気持ちを支えるサービス

サービス	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援
主な目的・支援内容	作業体験などを通じて、本人の希望・能力・適性を整理し、就労先や働き方の選択を支える	一般企業等への就職を目指し、訓練、職場実習、求職活動などを支援する	一般企業等で働くことが難しい人に、雇用契約に基づく働く場と必要な支援を提供する	一般企業等での就労や雇用契約に基づく就労が難しい人に、働く機会や能力向上の支援を提供する	一般就労後に生じる生活上の課題について相談し、企業・医療機関等と調整して、働き続けることを支える
雇用契約	なし	原則なし〈訓練として利用〉	あり〈賃金〉	なし〈工賃〉	就職先との雇用契約あり

※雇用契約欄は、サービス利用中の働き方を示しています。就労定着支援事業所が本人を雇用するわけではありません。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本人が望む働き方を一緒に考え、就職前から就職後まで必要な支援につなぎます。

利用するまでの流れと費用

順序	手続き	主な内容
①	相談・申請	市町村の障害福祉窓口等に相談し、利用を申請する
②	調査・必要な区分認定	心身の状態や生活状況を確認し、必要に応じて障害支援区分を認定する
③	計画案の作成	本人の希望を踏まえ、サービス等利用計画案を作成する
④	支給決定・受給者証	市町村がサービスの種類や支給量等を決定し、受給者証を交付する
⑤	契約・利用開始	事業所と支援内容を確認して契約し、利用を始める

※区分認定の必要性や手続きは、利用するサービスによって異なります。

費用の基本

※成人の所得判定は原則として本人と配偶者が対象です。

- 課税世帯のグループホーム利用者等は、上限額の扱いが異なります

費用の種類	負担の考え方
サービス利用料	原則1割負担。ただし、所得等に応じた月額上限がある
負担上限月額〈成人〉	生活保護・市町村民税非課税世帯は 0円。 課税世帯は条件により 9,300円または37,200円
家賃・食費・光熱水費等	利用料とは別に実費が必要。対象者には助成・軽減制度がある

利用料と生活にかかる実費を確認し、安心して利用できるよう支援しましょう。

症例65　40代男性　統合失調症

　これまで母親と同居し、食事の準備や掃除、洗濯の多くを母親に任せていた。母親の入院をきっかけに生活リズムが乱れ、服薬も不規則となった。その後、不眠や幻聴が強まり、X年○月に精神科病院に入院した。
入院後は薬物療法と生活リズムの調整により症状が落ち着き、病棟では身の回りのことを自分で行えるようになった。本人は「退院したら、自分のペースで一人暮らしをしたい」と希望している。
　一方で、「簡単な料理はできるが、毎日続けられるか心配」「掃除や洗濯を後回しにしてしまう」と話す。また、仕事を離れてから人との交流が少なく、「家にいてもすることがなく、昼夜逆転しそう」と日中の過ごし方にも不安を感じている。母親は退院後も継続的な援助が難しい状況にある。
そこで、本人と医療スタッフ、相談支援専門員が話し合い、家事への援助、生活技能の練習、日中に通える場所、困ったときの相談先を検討することになった。

本人の希望・困りごと	検討する支援
自宅で暮らしたい	相談支援と住まいの調整
調理や掃除が負担	居宅介護
生活リズムを整えたい	自立訓練〈生活訓練〉
困ったときに相談したい	自立生活援助など、要件に合う支援を検討

本人の希望を出発点に、必要な支援を一緒に選びます。

【GMCPLM0097】

GORYOKAI

まとめ

障害福祉サービスとは

ポイント	内　容
1 暮らしと社会参加を支える	障害福祉サービスは、地域での**生活を支える仕組み**です。
2 生活の困りごとに目を向ける	**症状だけでなく**、家事・外出・交流・住まい・働くことにも目を向けます。
3 本人の希望を出発点にする	「どこで、どのように暮らしたいか」を**本人と一緒**に考えます。
4 相談支援につなぐ	**相談支援専門員**と希望や課題を整理し、支援計画につなげます。
5 必要なサービスを組み合わせる	自宅での生活、住まい、日中活動など、**目的に合った支援**を選びます。
6 自分に合った働き方を支える	本人の希望・得意なこと・体調に合わせ、**就職前から就職後まで支援**します。
7 医療と福祉で連携する	**本人の意向を大切**にし、関係機関で役割と必要な情報を共有します。
8 利用後も支援を見直す	暮らしや希望の**変化を確認**し、**支援内容を調整**します。

本人の希望を中心に、医療と福祉が協力して、その人らしい暮らしを支えましょう。